

令和5年5月31日

令和5年度
主要事務事業

(子ども・若者施策推進特別委員会)

令和5年度 主要事務事業(主要課題「子ども・子育て・若者施策の総合的な取組み」)

子ども・子育て・若者施策の総合的な取組み(子ども・若者部、世田谷保健所、児童相談所、保健福祉政策部)

「世田谷区子ども計画(第2期)後期計画(令和2年度から令和6年度)」、内包する「子ども・子育て支援事業計画」や「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」、「世田谷区未来つながるプラン2022-2023(実施計画)」、令和4年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画調整計画」と「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」を踏まえ、子ども計画(第2期)後期計画に掲げる4つの重点政策に基づき、子ども・子育て施策と若者施策の総合的な展開を図る。

一つ目は、子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくりと地域社会への参加・参画の推進を図るため、子どもの参加・意見表明の仕組みづくりの検討等により、子どもや若者が地域の中で自ら生きる力を育むことを支えるための施策の充実に取り組む。

二つ目は、日々の暮らしの身近なところで、すべての子育て家庭が人や支援につながるための妊娠期からの子育て支援の充実(世田谷版ネウボラの深化)を図るため、おでかけひろばでの新たなレスパイト事業の開始や新たなおでかけひろばの整備等に取り組む、妊娠期から地域の中で子育てを楽しむことができるよう子育て家庭を支える取組みを促進する。

三つ目は、令和3年度に定めた「今後の保育施策の取組み方針」に基づき、「1、保育定員適正化の取組み、2、保育の質の維持・向上に向けた取組み、3、地域に開かれた子育て家庭への支援の充実」の3つの重点方針に基づき対応するとともに、子どもの権利に配慮し、人格を尊重した保育の実現、保育施設による地域の子育て家庭への支援の拡充を図り、すべての子どもが地域の中で生きる力を育むことのできるよう保育施策を総合的に展開する。

四つ目は、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、必要に応じて問題の解決まで協働した支援を行うことにより、虐待の再発・連鎖を断ち切る児童相談行政を展開するとともに、家庭養育を優先しつつ、子どもの最善の利益の保障のために社会的養護の受け皿の拡充に向けて取り組む。また、措置や一時保護された子どもの意見表明支援をはじめとする権利擁護の仕組みづくりを進めるなど、子どもの命と権利を守り、その後の地域生活を支えるための取組みを促進する。

このほか、子どもの貧困対策については、「子どもの貧困対策計画」及び「世田谷区未来つながるプラン2022-2023(実施計画)」における4つの政策の柱に基づく取組みに基づき、子どもの現在や将来がその生まれ育った環境に左右されず、貧困の連鎖を断ち切ると同時に、新たな貧困の連鎖を生まないために、子どもや保護者への支援の充実とあわせて、当事者の視点に立った情報提供や相談体制等の推進、支援者の気づきの感度の向上と連携強化により支援につながる仕組みの強化を図る。また、児童養護施設退所者等への支援については、退所者等が安定した社会的自立を果たせるよう、経済的支援だけでなく、個々の状況に応じた相談支援事業を実施し、さらなる支援の充実を図る。

また、若者施策については、「若者計画」に基づき、若者の活動や悩みに伴走しながらサポートできる人材の育成や若者の参加・参画の推進を図るために意見を言える場の拡充、提案を実現できるための仕組みづくり、生きづらさを抱えた若者を関係機関が連携して支援する仕組みの強化により、若者が地域で力を発揮できる環境を整える。

なお、令和7年度からの「世田谷区子ども計画(第3期)」の策定に向けて、子ども・子育て会議や子ども・青少年協議会等で意見を聞きながら、小中学生や高校生、若者やひとり親家庭を対象とした調査を実施し、子どもや若者、子育て家庭の実態把握を行い、計画策定に向けた議論を開始する。

また、子育て世帯に対応する包括的な支援のための体制強化等を行うために、令和6年4月に児童福祉法等の一部を改正する法律の施行が予定されているため、その対応を検討する。

1. 若者が力を発揮する地域づくり

(1) 若者の交流と活動の推進

池之上、野毛、希望丘で運営している青少年交流センターと児童館が連携し、職員間のネットワークの強化及び青少年交流センターにおいて実施する、大学生世代を対象とした区内の中高生世代の活動支援を目的としたユースサポーターの養成推進事業（TRP せたがや事業）を軸として、中高生世代を中心とした青少年の活動支援を活性化させ、次世代の担い手づくりを推進する、ユースリーダー事業を展開する。また、若者による合同イベントの企画・実施や職員研修等を通じて課題認識・情報共有を行うことで、青少年交流センター同士の連携を強化し、ユースワークの質の向上を図り、若者の交流と活動を広げる機会を充実させる。さらに、大学生スタッフが中心となって運営する居場所事業や区民等による居場所づくり等、若者支援活動の促進に取り組む。

若者に身近なSNSを活用した情報発信を若者自身が行うことで、これまで届かなかった若者層に効果的に情報を届けるとともに、情報を受け取った若者が地域活動や交流の場等に参加・参画するきっかけをつくり、若者が身近なところから社会をつくる一員として自ら動き出す機会の拡充を図る。また、子ども・青少年協議会が進めているモデル事業（若者が主体となった地域活動）を実施しながら、若者が力を発揮する取り組みについて引き続き検討する。

(2) 生きづらさを抱えた若者の社会的自立に向けた支援

様々な理由から社会との接点を持たず、学校生活になじめない、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができない等、生きづらさを抱えた若者が希望する自立を果たせるよう、若者総合支援センターを中心に福祉、医療、就労、教育等の関係機関や地域と連携しながら切れ目ない支援を行う。

また、ひきこもりについては、令和4年4月に開設した相談窓口「リンク」の認知度向上及び、「ひきこもり」についての社会的理解促進に取り組むとともに、「重層的支援協議会」や実務担当者会等により多職種多機関の連携を強化し、本人や家族ごと異なる課題やニーズに応じた支援体制を整え年齢を問わず伴走型の支援を行う。

2. 子どもが育つ環境づくり

(1) 家庭・地域における子育て支援の推進

「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」に基づき、ベビーカーや子どもが歩いて15分で行くことができる身近な場所に子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流・相談、保護者がひと息つくことができる場の充実や新たなレスパイト事業の開始、子どもを一時的に預かる「ほっとステイ」の質の向上を図る。また、子ども基金の仕組みによる地域の子育て活動の立ち上げ・拡充支援や、「子ども・子育てつなぐプロジェクト」による子育て団体の活動のPR、団体同士の交流や学びの促進により、地域の子育て力の向上を図るとともに、子どもが育つ環境の更なる向上のため、子ども基金の活用を進める。

(2) 保育・幼児教育環境の充実

令和2年度から3年連続で保育待機児童の解消を継続してきたが、令和5年4月は4年ぶりに待機児童が生じることとなった。就学前人口は減少しているものの、4月の入園申込者数は横ばいとなっており、保育園利用希望者は依然として高止まりの状況であ

る。一方、定員に欠員の生じている施設が見られるなど、保育需要に地域偏在が生じている。引き続き保育定員の適正化等の待機児童対策に取り組むとともに、保育の質向上に向けた園支援の充実を図っていく。区内保育施設に対する保育サポート訪問や専門研修などを通じて区全体の保育の質の維持・向上を図るとともに、子どもの人権及び子どもの安全に配慮した保育を徹底するための取り組みを進める。また、子どもや子育て家庭の様々なニーズを受け止めながら、多様で質の高い保育・幼児教育環境を整えることにより、子どもの健やかな成長を促す。

世田谷区内の全ての保育施設が子どもを中心とした保育を実践することができるよう策定した「世田谷区保育の質ガイドライン」（平成26年度策定）について、イラストにより親しみやすく解説した「なるほど！せたがやのほいく～世田谷区保育の質ガイドライン」（平成29年作成）を活用し、事業者・保護者等保育に関わる全ての人に対し、更なる周知と共通理解の促進に取り組む。

医療的ケアの必要な子どもの受け入れについて、平成30年4月から区立指定園1園（烏山地域）、平成31年4月から区立指定園2園（北沢地域・砧地域）、令和2年4月から区立指定園1園（世田谷地域）で実施している。さらに令和5年9月より玉川地域の区立指定園1園での受け入れを開始し、医療的ケアの必要な子どもの保護者の就労を支えるための体制を整備していく。

「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」を踏まえ、令和3年12月に教育総合センター内に開設した乳幼児教育支援センターを拠点として、「世田谷区教育・保育実践コンパス」（令和3年度策定）を軸に研修を実施し、乳幼児期の教育・保育の質の向上に取り組む。

認可外保育施設の保育の質を確保するため、幼児教育・保育の無償化の対象範囲を国の指導監督基準を満たす施設に限定する条例が令和4年4月より施行された。今後も法に基づく立入調査や、園の運営に関する支援のための訪問を実施し、指導監督基準を満たすよう指導・支援を行っていく。

（3）妊娠期からの切れ目のない支援（世田谷版ネウボラ）の推進

妊産婦等の孤立を防止し、出産・子育てに関する不安を軽減するため、妊娠期から就学期までの子育て家庭を支える切れ目のないサポート体制の充実に向けて、平成28年7月から「世田谷版ネウボラ」を開始した。ネウボラ・チームによる妊娠期の面接相談の全員実施をはじめ、医療や地域と連携しながら、子育て家庭を支えるネットワーク体制の構築を目指している。

平成31年4月には、健康づくり課と子ども家庭支援課を母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターに位置づけたほか、令和5年4月からは、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」に基づく「世田谷版ネウボラ」をより伴走型に深化させる一環として、ネウボラ・チームに地域子育て支援コーディネーターを加え、体制を強化する。また、この間の妊娠期面接等各取り組みの実施状況及び、子ども・子育て会議での議論等を踏まえ、相談者それぞれの状況やニーズに応じて適切な支援をコーディネートする利用者支援事業の充実をはじめ、国の出産・子育て応援事業や都の事業も十分に活用しながら、地域や医療のほか子どもに関わる機関との連携強化による相談支援の充実や支援につながる仕組みの充実、地域で子育てを支える環境づくりを通し、妊娠期から就学まで安心して子育てができるよう、切れ目のない支援を行っていく。

（4）子どもの成長と活動の支援

児童館の持つ地域関係者や活動団体、相談支援機関等との幅広いネットワークをさらに充実させる一方で、全地区で福祉の相談窓口であるまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会に児童館を加えた四者連携を進めるなど児童館を地区における子どもの情報集約や見守り、居場所づくり等の拠点とするとともに、子ども家庭支援センターとの連携強化を通じて、地域・地区における相談支援機能・情報連携機能の強化を図る。また、「遊び」「相談支援」「地域資源開発」「ネットワーク支援」の4

つの機能を充実させて一体的に運営し、地区における相談・見守りの中核的な役割を果たすため、児童館職員の人材育成や支援力向上にも取り組む。

さらに、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」に基づく新たな取組み（子育て支援館の全館展開や「ようこそ児童館へ事業」ほか）を実施する。

また、プレーパークをはじめとした地域資源を活用し、保護者、地域、活動団体、関係機関等のネットワークを強化し、外遊びの啓発と既存の活動の充実を図るほか、砧地域のプレーパークの整備を進めていく。

(5) ヤングケアラーに対する支援施策に係る推進

令和4年度に行ったヤングケアラーに関する実態調査及び支援者へのヒアリング調査の結果を踏まえ、ヤングケアラーが健やかな成長と教育の機会を享受し、子どもの権利が尊重されるよう、子ども本人とその家族が必要な支援につながる仕組みづくりに取り組む。引き続き、区民や支援者を対象とした普及啓発を拡充するとともに、子ども向けのヤングケアラーハンドブックを作成し、子ども本人が周囲の大人に相談しやすい環境整備を進める。また、支援者向けの支援マニュアルを作成し、支援体制を可視化することにより、多機関連携を強化する。

(6) エネルギー価格・物価高騰を踏まえた事業者支援

コロナ禍における食材料費・電気・ガス等物価の高騰の影響を受けた区内保育施設及び子育て関連施設に対する補助を実施する。

3. 虐待のないまち・子ども・子育て家庭への支援

(1) 支援を必要とする子どもと家庭のサポート

支援を必要とする子ども・家庭を早期発見・早期対応し、児童虐待の予防的な取組みの充実を図るとともに、複雑化した子どもや家庭の課題に対する専門性の高い支援までを行う子ども家庭支援センターを中心に、子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関する支援力の向上を図る。さらに、子どもの貧困対策について、「子ども計画（第2期）後期計画」に内包するかたちで策定した子どもの貧困対策計画に基づき、子どもへの支援・サービスの量及び質の充実、保護者への支援の充実、当事者の視点に立った情報提供と相談体制等の推進や、支援者の気づきの感度の向上と連携強化による支援につながる仕組みの強化に取り組む。

(2) 効果的な児童相談行政の推進

令和2年4月に開設した児童相談所と子ども家庭支援センターの一元的な運用を大きな柱としつつ、地域が一体となり、児童虐待予防・早期発見、地域での見守り強化を進める。また、令和5年4月から包括的業務委託により実施するフォスタリング業務において、引き続き区の地域資源と連携した里親制度の普及啓発や、児童相談所と協働してより適切な子どもと里親家庭のマッチングの実現、里親養育への支援の更なる充実を図りつつ、児童養護施設のグループホームの小規模化や地域分散化の促進など、家庭養育を優先した社会的養護の受け皿の拡充と支援に取り組む。さらに、一時保護や社会的養育の元で生活する子どもの権利擁護に向けた取り組みを充実させる。

○ 子ども・子育て・若者施策の総合的な取組み				
頁	区分	事務事業名[実施計画事業番号]	予算額(千円)	担当所管課
8		若者の交流と活動の推進	397,885	子ども・若者部(児童課、子ども・若者支援課)
10		生きづらさを抱えた若者の社会的自立に向けた支援 [3-1]	154,616 (再掲事業 予算含む)	子ども・若者部(子ども・若者支援課)、総合支所(健康づくり課)、経済産業部(工業・ものづくり・雇用促進課)、保健福祉政策部(生活福祉課)、障害福祉部(障害保健福祉課)、世田谷保健所(健康推進課)、教育政策・生涯学習部(学校健康推進課)
12		家庭・地域における子育て支援の推進	869,735	子ども・若者部(子ども・若者支援課、児童課、子ども家庭課、保育課、保育認定・調整課)、総合支所(子ども家庭支援課)
15		保育施設の整備拡充	421,060	子ども・若者部(保育課、保育認定・調整課)、教育総合センター(乳幼児教育・保育支援課)
17		乳幼児期の教育・保育の支援の強化・充実 [15-3]	45,103,820	子ども・若者部(保育課、保育認定・調整課、子ども・若者支援課、子ども家庭課)、教育総合センター(乳幼児教育・保育支援課)
30		妊娠期からの切れ目のない支援(世田谷版ネウボラ)の推進	1,741,715	子ども・若者部(子ども家庭課)、総合支所(健康づくり課、子ども家庭支援課)、世田谷保健所(健康推進課)
34		母子保健施策の推進・事業の拡充	1,610,630 うち繰越額 630,926含 む	世田谷保健所(健康推進課)、総合支所(健康づくり課)、子ども・若者部(子ども家庭課)
41		子どもの成長と活動の支援 [12-3]	719,144	子ども・若者部(児童課)、みどり33推進担当部(公園緑地課)、学校教育部(地域学校連携課)
44		子どもを生み育てやすい環境の整備	19,053,606	子ども・若者部(子ども・若者支援課、児童課、子ども家庭課、保育課、保育認定・調整課)、総合支所(健康づくり課、子ども家庭支援課)、世田谷保健所(健康推進課)、危機管理部(地域生活安全課)

47		支援を必要とする子どもと家庭のサポート [12-2]	1, 380, 259	子ども・若者部（子ども・若者支援課、児童課、子ども家庭課、児童相談支援課、保育課）、児童相談所、総合支所（保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課）、障害福祉部（障害施策推進課、障害保健福祉課）、世田谷保健所（健康企画課、健康推進課）、教育政策・生涯学習部（教育総務課）、学校教育部（教育指導課）
54		効果的な児童相談行政の推進 [13-1, 13-2]	2, 130, 810	子ども・若者部（子ども・若者支援課、児童課、子ども家庭課、児童相談支援課、保育課、保育認定・調整課）、児童相談所、総合支所（生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課）、生活文化政策部（人権・男女共同参画課）、地域行政部（地域行政課）、保健福祉政策部（保健福祉政策課、生活福祉課）、障害福祉部（障害施策推進課、障害保健福祉課）、世田谷保健所（健康企画課、感染症対策課）、教育政策・生涯学習部（教育総務課）、教育総合センター（教育相談課）
56		子どもの貧困対策における重点取組み [12-1]	167, 824 （再掲事業 予算含む）	子ども・若者部（子ども・若者支援課、子ども家庭課、児童相談支援課）、総合支所（子ども家庭支援課）、保健福祉政策部（生活福祉課）
59		ヤングケアラーに対する支援施策に係る推進	3, 509	子ども・若者部（子ども家庭課、子ども・若者支援課、児童課、児童相談支援課）、総合支所（子ども家庭支援課、保健福祉課、生活支援課、健康づくり課）、保健福祉政策部（保健福祉政策課、生活福祉課）、高齢福祉部（高齢福祉課、介護予防・地域支援課）、障害福祉部（障害施策推進課）、学校教育部（教育指導課）、教育総合センター（教育相談課）
60		エネルギー価格・物価高騰を踏まえた事業者支援	199, 047 （他事業予 算との重複 あり）	子ども・若者部（子ども・若者支援課、子ども家庭課、保育課、保育認定・調整課）
61		区立児童館等の整備	2, 409	子ども・若者部（児童課、保育課）
62		子ども施策の総合的調整	27, 314	子ども・若者部（子ども・若者支援課）

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁へ続く	若者の交流と活動の推進 (児童課、子ども・若者支援課)	(1) 中高生世代の居場所づくり (2) 青少年交流センターの運営 (3) 若者による情報発信活動を通じた若者の主体的な意見表明や参加・参画の仕組みづくり	千円 397,885	(1) 全児童館で中高生世代の主体的な参加・参画による多世代との交流の機会や、実体験を通じた自己実現の機会を充実させる。各地域に1館ずつ指定した中高生支援館は、開設時間の延長を行うとともに、合同事業や情報交換等をとおして地域の児童館の支援の充実と、地域との連携を図り、地域の中高生支援の向上をめざす。 (2) 青少年交流センター運営について、若者ファーストの視点に立ち、部屋の使い方、スタッフの関わり方などを確認しつつ、児童館等と連携して実施するユースリーダー事業を核として、中高生世代を中心とした青少年が活躍できるよう、活動を支援する。また、昭和女子大学及び日本大学文理学部との連携協力により、学生が主体となって中高生を支える居場所事業のさらなる充実を図る。 ①若者の社会への参加・参画、協働の意識を醸成し、世代を超えた出会いや交流の機会を積極的に創出するとともに、若者自らの主体的な活動を通して自立と成長を促す。 ②地域活動団体等と連携し、若者に対する区民の理解を深めるとともに若者にかかわる地域のネットワークを広げ、地域で若者を見守り支える体制を充実させる。 ③青少年交流センター同士の連携を強化し、課題認識・情報共有を図るとともに、3センター合同イベントの企画・実施や運営体制・実施内容を充実させる。 (3) 若者自身がSNS(ねつせた!)等を活用して地域情報を発信することで、若者

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 若者の交流と活動の推進			の地域参加や多世代交流を推進し、地域の活性化につなげる。 子ども・青少年協議会は、地域活動を望む若者が中心になって企画する取り組みをサポートしながら実施していく。

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 経済産業部 保健福祉政策部 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	生きづらさを抱えた若者の社会的自立に向けた支援 (子ども・若者支援課) (健康づくり課) (工業・ものづくり・雇用促進課) (生活福祉課) (障害保健福祉課) (健康推進課) (学校健康推進課)	(1) メルクマールせたがやによる支援の充実【拡充】 (2) 教育委員会・中学校との連携による早期支援の検討 (3) 若者福祉的就労、就職準備支援の取組みの充実 (4) 世田谷区ひきこもり相談窓口「リンク」による支援体制の構築と社会的理解の促進。【拡充】	千円 154,616 (再掲事業 予算含む)	(1) 社会参加のきっかけをつかめない、学校生活になじめない等の生きづらさ・困難を抱えた若者を支援する。 ①子ども・若者支援協議会の指定支援機関として、他の支援機関とのネットワークを一層強化し、アウトリーチを含む相談支援機能の充実を図る。 ②居場所で実施するプログラムの内容、手法の充実や、未登録でも利用できる居場所「メルサポ」の活用により、様々な段階にいる参加者同士の交流促進を図る。 ③家族会や家族セミナー等、家族を通じた本人へのアプローチに取り組む。 ※③については年齢不問。 (2) ティーンズサポート事業の実施等、地域で活躍している方々や区内教育機関との連携協力により、支援が必要な不登校・ひきこもり状態にある若者の早期支援につなげる。区立中学校や教育相談室への訪問など、事業周知と連携の強化を図る。 (3) 就労意欲の喚起を行う事業とともに、実践能力を高める事業を実施することにより、一人ひとりの就労に向けた支援を行う。 ①せたがや若者サポートステーションとメルクマールを一体的に運用し、多角的な支援を行う。 ②池之上、野毛及び希望丘の各青少年交流センターと若者総合支援センターが連携し、就労体験等の様々なプログラムに取り組むことにより、働くことの意義ややりがい、自信を感じてもらい、就労支援機関での就労に向けた実践活動等につなぐ。
	次頁へ続く			

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 経済産業部 保健福祉政策部 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く 生きづらさを抱えた若者の 社会的自立に向けた支援</p>			<p>③ユニバーサル就労の取組みと連動しながら、若者の職業的自立に向けた就労支援を行う。</p> <p>(4) 「リンク」を中心に、関係機関との連携を強化しながら、きめ細やかな切れ目のない支援体制の構築や社会的理解の促進に取り組む。</p> <p>①関係機関の連携強化 「重層的支援協議会」や実務担当者会等により多職種多機関の連携を強化する。</p> <p>②きめ細やかな支援の充実 当事者や家族の個別の状況に応じて、適切に切れ目のない支援を行う体制を構築する。</p> <p>③社会的理解の促進 シンポジウムやセミナー等を開催し、ひきこもりへの正しい理解と区の支援体制を周知する。</p> <p>④当事者、家族の活動との連携 当事者・家族の活動をサポートするとともに、ピアサポートの場から専門機関につながる仕組みの充実を図る。</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁へ続く	家庭・地域における 子育て支援の推進 (子ども・若者支援課、 児童課、子ども家庭課、 保育課、保育認定・調整課) (子ども家庭支援課)	1. 在宅での子育て支援 (1) おでかけひろば (2) ほっとステイ (3) 児童館子育て支援 (4) 世田谷区ファミリー・サ ポート・センター事業 (5) 発達支援親子グループ事 業 (6) 子育て情報の提供と活用 の促進 (7) ほっとひと息事業 【新規】	千円 869,735	1. 地域で子育て中の親同士が出会い、交流を深める場や機会と身近な相談機能の充実を図るとともに、理由を問わない子どもの一時預かり等を通し、在宅での子育てを支援する。 (1) 子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流や相談ができる常設の「おでかけひろば」の新規整備や既存ひろばの質の向上を図る。また、休日における育児に関する講習会や保護者がひと休みするためのレスパイト事業等を実施する事業者に対して補助金を加算して支給し、両親等による育児を支援する。 (2) 理由を問わずに子どもを一時的に預かる「ほっとステイ」の質の向上を図る。 (3) 全児童館が子育て支援館となり、地区の身近な相談や見守りの中核的役割を果たし、在宅子育て支援の充実を図る。児童館で開催するおでかけひろばやサークルは、身近な交流、子育て相談の場として事業を継続するほか、専門職と連携した子育て相談等の拡充やピアサポーターによる多胎児支援など機能を充実させる。また、出産後の早い段階から児童館につながるきっかけづくりとして、絵本をプレゼントする「ようこそ児童館へ」事業を実施する。 (4) 多様な預かりのニーズに対応するため、援助会員の拡大を図るなど、利用会員のニーズとのマッチング率を向上させると

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>家庭・地域における 子育て支援の推進</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>2. 社会全体で子どもを育む地域活動の支援</p>		<p>ともに、援助会員の質を高める研修会を効果的に実施するなどファミリー・サポート・センター事業の充実をめざす。</p> <p>(5) 子どもの発達に心配のある保護者が、子どもとの関わり方等を、遊びなどを通して学ぶ発達支援親子グループ事業（わくわくおやこひろば）について、関係機関との連携を図り、支援を充実させるとともに、将来的な地域展開を含めた事業の発展的見直しを行う。</p> <p>(6) 子育てに関する情報や地域の活動等の情報を提供する。情報提供ツールとして区公式LINEを活用する等、利便性の向上と情報の活用促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て情報誌等の改訂・発行 ・区公式LINEによる子育て支援情報の発信 ・入園及び子ども・子育て支援制度の案内動画を配信 ・入園及び幼児教育・保育の無償化に関するAIチャットボットの活用【行政経営改革7-6】 <p>(7) 日々の育児による睡眠不足や疲労を感じている保護者が気兼ねなくひと息つくことができる設備をおでかけひろばに整備する「ほっとひと息事業」を実施する。運営主体や利用者の意見を聞きながら、今後の施策の充実を目指す。【新規】</p> <p>2. (1) 地域における身近な子育て支援の拠点となる、おでかけひろば等のスタッフ</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 家庭・地域における 子育て支援の推進	(1) ひろばスタッフ研修の実施 (2) 子育て活動団体同士の交流会の実施 (3) 子どもを育む活動への支援 (4) 子ども・子育てを支える社会づくり		研修を事業者と協働し実施する。 ・経験年数やスキルに応じた体系的なプログラムに基づく研修を実施し、人材の育成支援等に取り組む。「初任者研修」「初任者ステップアップ研修」「中堅者研修」「リーダー研修」等 (2) 「子ども・子育てつなぐプロジェクト」及び「子育てメッセ」として、団体同士の交流と学びの機会を提供し、活動の継続・発展を支援する。「子育てメッセ」については、多様なニーズに対応できるよう、オンラインや団体同士のコラボレーション等、工夫して開催する。 (3) 子ども基金による子育て活動団体等への助成を通じて様々な活動を支援するとともに新たな活動の機会を提供する。 (4) 子ども基金の運用 ・令和4年度から取り組みをはじめたメニュー化の効果を検証し、引き続き寄附文化の醸成、啓発を図り、持続可能な仕組みとする。 ・各事業所管と連携し、子ども基金の有効な活用策の充実に努める。

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	保育施設の整備拡充 (保育課、 保育認定・調整課) (乳幼児教育・保育支援課)	1. 保育待機児童対策と保育定員の適正化 (1) 今後の保育定員拡大 (2) 保育定員の適正化 (3) 保育待機児童解消に向けた取組み 2. 認可外保育施設等に対する移行支援	千円 421,060	1. 令和4年度は、既に事業決定している施設整備に取り組み、認可保育園2か所の新設を行った。 (1) 今後の保育定員拡大 ・既に事業決定している施設整備に取り組み、引き続き待機児童対策を継続する。 (2) 保育定員の適正化 ・就学前人口の減少により既存施設に欠員が生じるなど、保育需要に偏在が見られる。引き続き、地域偏在に応じた保育定員の適正化を図る。 (3) 保育待機児童解消に向けた取組み ・令和5年4月に向けた入園選考では、入園申込者数が前年から117人減少したものの、1歳児では、161人の増加となったことから、4年ぶりに待機児童が発生することとなった。 ・一方で、既存施設に空きがありながら利用されていない状況があるなど、保育需要に地域偏在が生じている。こうした状況を改善するため、空きの目立つ地域での区立保育園の定員調整を進めるとともに、認証保育所の運営費の補助対象利用時間の更なる変更(96h⇒48h)や定員の空きを活用した一時預かり事業の実施など、既存施設の有効活用を図る。 2. 移行支援 認可保育園の新規施設整備と合わせ、新たな募集は見合わせるが、事業決定している

次頁へ続く

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 保育施設の整備拡充			事業者に対して移行に向けた支援を行う。

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁へ続く	乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実 (子ども・若者支援課、 保育課、 保育認定・調整課) (乳幼児教育・保育支援課)	1. 保育施設等における保育の 充実 (1) 子どもの人権および子ども の安全に配慮した保育 を徹底するための取組推 進 (2) 所管課の更なる連携強化 と重大事故や心身に有害 な行為(虐待)の予防の 取組 (3) 保育実施者以外の第三者 の視点による質の確保及 び地域保育ネットワーク による質の向上 (4) 緊急時等における保育ニ ーズへの対応 (5) 就労形態の多様化に伴う 保育ニーズへの対応 (6) 区民にわかりやすい情報 提供 (7) 保育園の感染症等の発生 状況把握・感染予防等の 情報発信 (8) 保育施設等による在宅子 育て支援の充実 (9) 保育施設による災害時の 乳幼児支援	千円 45,103,820	1. (1) 子どもの人権および子どもの安全 に配慮した保育を徹底するための取組みを 進める。 ① 検討会での提言を基にした改善策の検 討・実施 「区立保育園における保育のあり方検討 会」及び「保育施設への支援・指導のあ り方検討会」での提言を基に、再発防止 策を講じるとともに、区の保育施設への 支援・指導について検討・実施する。 ② 子どもの人権チェックリストの活用 「世田谷区保育の質ガイドライン」と紐 づけた「子どもの人権チェックリスト」 により、区立保育施設において一斉にセ ルフチェックを実施するとともに各園に おいては結果を共有、園内研修等に活用 する。また私立保育園や認可外保育施設 に対しても、活用するよう周知する。 ③ 保育現場の声を取り入れた保育の質の向 上の取組み 昨年度から実施している私立・区立保育 園園長と区との会議を令和5年度も実施 し、現場に即した保育の質向上に向けた 取組みを検討していく。 ④ 「世田谷区内の保育施設における不適切 な保育(虐待)通報」の周知・活用 令和4年度に開設した区ホームページに おける電子申請を利用した相談・通報シ ステムを運用し、利用者などの区民から

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>(10) 区立保育園 I C T利用環境の整備 (11) 保育士等人材確保策</p> <p>(12) 区立指定園における医療的ケアが必要な子どもの受け入れ</p> <p>(13) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法における指導検査等の実施</p> <p>(14) 国の幼児教育・保育無償化への対応</p> <p>(15) 電子申請サービスの段階的導入</p>		<p>の相談に対して速やかな対応を図り、不適切な保育の防止に努める。</p> <p>⑤各保育施設に対する情報周知の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮児に対する支援について周知するとともに年度内で追加のある時は書類を提出することを周知徹底する。 ・安全便りの中で事例報告をし、すべての保育施設へ定期的に注意喚起を行う。 ・緊急時連絡フロー図、職員が利用できる相談先一覧を提供し、保育施設内に掲示してもらうよう周知徹底する。 <p>⑥個別の対応が求められる要配慮児の保育に関する検討</p> <p>園内で十分に情報共有し、必要に応じて医師の診断書や指示書を求め、集団で保育方針を検討することなどについて、区内保育施設に周知徹底する。当該個別支援方針の検討にあたり園を支援する。</p> <p>⑦人権・人材育成研修の充実</p> <p>「子どもの人権研修」を全職員が受講できるよう、オンラインにより実施する。また人材育成研修を通して日々の保育の振り返りに焦点を当て「子ども中心の保育」に繋げる。</p> <p>(2) 子ども・若者部内及び関係所管の更なる連携強化と重大事故や虐待（不適切保育）の予防の取組みを進める。</p> <p>①保育の質向上の体制強化</p> <p>組織改正により、保育の質向上担当副参</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く 乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実</p> <p>次頁へ続く</p>			<p>事2名を新たに配置するとともに、支援体制を拡充し、各保育施設と顔の見える関係を構築して、不適切な保育の防止に努めるとともに区内保育施設の保育の質向上を図る。</p> <p>②巡回支援相談の役割の明確化 指導検査との差別化を図り、保育施設へのサポートとしての役割を明確にするため、これまで行ってきた「巡回支援相談」の名称を「保育サポート訪問」に変更する。</p> <p>③情報共有会議を毎月開催して情報共有を行い、対応漏れを防止し迅速に対応する。</p> <p>④不適切保育への対応強化 不適切な保育の情報が寄せられた場合は、保育の質向上担当副参事に報告し、速やかに関係者と対応を協議し、対応策を講じる。重大事案については、ケース会議を開催し、対応の方針や支援方法を確認し共有する。</p> <p>⑤保育サポート訪問や研修実施、人権チェックリスト活用等により予防の取組みを進める。</p> <p>⑥実地による指導検査の頻度を高める。</p> <p>(3) 保育実施者以外の第三者の視点による質の確保及び地域保育ネットワークによる質の向上</p> <p>①第三者評価</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く 乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実</p> <p>次頁へ続く</p>			<p>保育の質を適切に評価し、その向上に繋げるために、認可保育園、認証保育所等に対し、第三者評価制度の受審を奨励・推進する。</p> <p>区立保育園13園（令和5年度予定） 認証保育所6園（令和5年度予定） 認可外保育施設14施設（令和5年度予定）</p> <p>※私立保育園や認定こども園については、受審実績に応じて受審費用を補助している。</p> <p>②保育ネットワーク 区内5地域ごとに、様々な保育施設が支えあい、保育の質の向上に向けた取り組みを行う保育関係者のネットワークの支援・強化を図る。 計11回実施予定（5地域） （オンライン開催含む）</p> <p>③新規開設園への支援 施設開設前から開設後にわたり保育従事職員に対する専門研修を実施するとともに、巡回支援により、保育の質を維持・向上できるよう支援する。</p> <p>④保育の質ガイドライン 世田谷区が目指す保育のあり方について、「世田谷区保育の質ガイドライン」（平成26年度作成）を活用し事業者等に周知し、質の高い保育を提供できる体制の継続に努める。更に、保護者に向けてガイドラインを親しみやすく解説した</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実</p> <p>次頁へ続く</p>			<p>「なるほど！せたがやのほいく～遊びと学びがいっぱい～世田谷区保育の質ガイドライン」（平成29年度作成）を活用し、保育に関わる全ての人々が「保育の質」について共通理解を深めることを促進する。</p> <p>⑤世田谷区教育・保育実践コンパス 世田谷区における就学前の子どもの教育・保育について、施設の種別や設置主体の違いを超えて、区内教育・保育施設が共有すべき基本的な方針として令和3年度に策定した「世田谷区教育・保育実践コンパス」を施設、事業者に対して周知、促進する。また、保護者版の作成を実施予定。保護者へも世田谷区の教育・保育を共有していく 子どもを主体とした保育を、そして「私たちの教育・保育をもっと楽しく」保育者が主体性を発揮できるよう保育の質向上を目指し、研修を実施する。</p> <p>(4) 緊急時等における保育ニーズに対応するため、多様な保育を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急保育（区立・私立保育園） 区立保育園については更に定員枠拡充 ・一時預かり 私立保育園56園（うち令和5年4月現在12園休止中）（ほっとステイ除く）、私立認定こども園2園保育室1室、一時保育専用施設2施設、区立保育園、認証保育所9園（定員に空きがある場合）

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実</p> <p>次頁へ続く</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内保育施設の不測の閉園や被災により当該保育施設利用保護者の支援が必要となった際の区立保育園での受入れ。 ・ 病児・病後児保育11施設 定員計83名 (5) 保護者の就労形態等に合わせた多様な保育を実施する。 ・ 延長保育 認可保育園・認定こども園 1時間の延長 区立46園(玉川地域拠点園統合後45園) 私立本園27園・分園20園 認定こども園3園 2時間の延長 私立本園136園・分園11園 認定こども園2園 4時間の延長 私立6園 13時間の延長 私立1園 特定地域型保育事業28園 ・ 年末保育 私立5園 ・ 休日保育 私立6園(平成28年度より無償化) ・ 私立認可保育園の空きスペースを利用した定期利用保育の実施 (令和5年4月現在 本園13園・分園3園) ・ 砧地域の待機児童対策として区立保育園4園で定期利用保育を実施 (6) 区民の知りたい保育の情報を、「保育のごあんない」や区ホームページ、メールマガジン(子ども子育て情報)、区公式LINE等を活用し、わかりやすく提供する。

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実</p> <p>次頁へ続く</p>			<p>(7) 保育園欠席者・発症者情報収集システム(保育園サーベイランス)を活用し、感染症の集団感染や二次感染を防ぎ、保育園の保健衛生の充実に努める。</p> <p>(8) 保育園が地域の子育ての拠点となり全ての子育て家庭に対する子育て支援に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園実施型のおでかけひろばの運営(再掲) 区立保育園4園(9月より5園) 令和5年9月より、等々力中央保育園(玉川地域拠点園)におでかけひろばを新規開設。玉川保育園に開設しているおでかけひろばの令和6年度以降の運営について利用者の意見を聞きながら、検討する。 私立保育園3園 ・ 区立・私立保育園での子育て相談、地域交流事業(区立保育園については拡充)、産前・産後家庭の支援の実施 <p>(9) 災害時の園児や保護者、職員等の安全を確保するため、以下の取組みを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風水害時における保育所等の対応について臨時休園等の対応方針に基づき、浸水想定区域内の保育施設の風水害の代替保育を行う。 ・ 区立保育園防災マニュアルを研修等により検証し、より実用的な内容に改訂す

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実</p> <p>次頁へ続く</p>			<p>る。</p> <p>また、私立保育園等にマニュアルや研修ツールを提供する。</p> <p>(10) 全区立保育園での区立保育園業務支援システムの運用を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・等々力中央保育園開設へのシステム対応 ・タブレット・ノートPC賃貸借保守期間満了後の機器台数見直し検討開始 <p>(11) 保育士等の人材確保対策を推進する。</p> <p>① 処遇改善に取り組む事業者に助成を行い、保育士等の確保の支援を行う。</p> <p>【取組内容】</p> <p>※平成27年度より特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、公定価格の処遇改善等加算等により給付している。また、認証保育所については、都補助事業を活用し保育士の処遇改善を行う。</p> <p>※平成28年10月からは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、認証保育所、保育室、保育ママ、病児・病後児保育事業を対象に、区独自の処遇改善のための給付制度を実施している。</p> <p>※令和4年2月からは、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、公立を含めた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、認証保育所、保育室、保育ママ、病児・病後児保育事業に従事する職員の収入3%（9000円</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実</p> <p>次頁へ続く</p>			<p>子ども・若者部 教育総合センター</p> <p>事務事業の内容及び手法</p> <p>)程度を引き上げる等処遇改善を行っている。</p> <p>②保育士等就職相談会を開催する。平成27年度より人材関連事業者へ委託し、地方での相談会開催、インターネット上での保育求人情報等ポータルサイト運営、保育事業者への人材確保に関するアドバイザー派遣を行っており、今年度も継続する。</p> <p>③保育事業者が雇用する保育士などへの住宅確保支援策を引き続き実施する。また、令和6年度以降の事業継続について、国・都への働きかけを継続的に行う。</p> <p>(12) 医療的ケアの必要な子どもの受け入れについて、平成30年4月から区立指定園1園(烏山地域)、平成31年4月から区立指定園2園(北沢地域・砧地域)、令和2年4月から区立指定園1園(世田谷地域)で実施。</p> <p>①令和5年9月の玉川地域指定園1園での受け入れ開始に向け、園内環境整備や関係機関との調整、職員の育成を進める。</p> <p>②4月より医療的ケア児の健康状態判定支援・情報交換システムの利用を開始し、より安全安心な医療的ケアを実現する。</p> <p>③医療的ケア児の今後の受け入れや配慮の必要な児童の対応等について検討を進める。</p> <p>(13) 児童相談所設置市事務として、また子ども・子育て支援法に基づき、保育所を始</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>2. 区立保育園の今後のあり方 に基づく取組み</p> <p>(1) 区立保育園の今後のあり 方に基づく取組み</p> <p>①拠点園の整備1園 ②整備計画検討1園 ③拠点園検討1園 ④廃止検討1園 ⑤再整備対象園の検討</p>		<p>めとする児童福祉施設及び認可外保育施設 等への指導検査を実施するとともに、ホー ムページへの結果の公表等を通して保育の 質の向上を図る。</p> <p>(14) 認可外保育施設について、子どもの安 全ならびに保育の質を確保するため、令和 4年4月より幼児教育・保育の無償化の対 象範囲を国の定める認可外保育施設基準を 満たす施設に限定した。施設に対しては、 運営状況報告をはじめとした各種報告を求 めると共に、区より様々な情報提供を行う 等、施設に対する支援を実施している。</p> <p>(15) 引き続き入園申込や幼児教育・保育無 償化の電子申請サービスの利用促進を図 る。【行政経営改革7-6】</p> <p>2. (1) 平成30年度に定めた「区立保育園 の今後のあり方」やこれを基に令和4年度 に定めた「新たな再整備計画について」に 基づき、在宅子育て家庭を含めた子育て支 援の充実や保育の質、子育て機能の向上等 に取り組みながら、引き続き、区立保育園 の再整備を効率的かつ効果的にすすめてい く。区立保育園跡地については、保育需要 の状況等を見極めながら、区全体としての 有効活用を図る。</p> <p>①玉川総合支所分庁舎跡地に玉川地域の区 立拠点園を整備したうえで、奥沢西保育 園・深沢保育園を統合・移設する。 (令和5年7月開設)</p> <p>②区立松丘幼稚園跡地に区立西弦巻保育 園・弦巻保育園を統合・移設するための</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>3. 私立幼稚園等における幼児教育の充実</p> <p>(1) 私立幼稚園等における預かり保育の拡充</p> <p>(2) 教育環境充実への支援</p> <p>①子どもの豊かな学びの支援</p> <p>②子どもが健やかに育つ環境の充実</p> <p>③支援や配慮を要する子どもの学びの充実</p> <p>④保護者がゆとりをもって子育てできる環境の支援</p>		<p>整備方針や基本構想の策定を進める。</p> <p>③区立給田幼稚園跡地に烏山地域の区立拠点園を整備し、区立給田保育園・西之谷保育園を統合・移設するための計画検討を進める。</p> <p>④奥沢保育園と南奥沢保育園の統合に向けた計画検討を進める。</p> <p>⑤南大蔵保育園と大蔵保育園の統合に向けた計画検討を進める。</p> <p>⑥令和10年3月予定の区立用賀保育園分園の廃止に向けた運営方法や廃止手続き等について検討する。</p> <p>⑦近接した区立保育園の再整備について検討する。</p> <p>3. (1) 私立幼稚園等における教育時間前後及び三季休業中の預かり保育について、現行の区独自事業を実施するとともに、平成28年度に導入した国制度の一時預かり(幼稚園型)の拡充を図る。 令和5年4月時点の区内実施園 計16園</p> <p>(2) 教育環境充実に向けた支援を行う。</p> <p>①さまざまな専門知識を持つ関係機関との連携により教員研修等を充実させ、子どもの豊かな学びを支援する。</p> <p>②教育環境の充実、向上及び経営の健全化に関する事業に対し助成を行う。</p> <p>③配慮が必要な子どもが在園している園に対して運営費を補助するとともに、希望園に対し専門職による巡回訪問を実施す</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
前頁から続く 次頁へ続く	乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実	<p>4. 「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」に基づく施策の推進</p> <p>5. 認定こども園のあり方の検討</p>		<p>る。</p> <p>④就労の有無に関わらず利用できる預かり保育や相談機能の充実により、保護者がゆとりをもって子育てのできる環境の実現を目指す。</p> <p>4. 「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」（平成29年7月策定）及び「第2次教育ビジョン・調整計画」（令和4年3月策定）を踏まえ、乳幼児教育支援センターを中心に、乳幼児期における教育・保育の充実・推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アプローチ・スタートカリキュラムの実施及び改訂に向けた取組み（再掲） ・専門人材（実践充実コーディネーター、乳幼児教育アドバイザー）の派遣（再掲） ・世田谷区教育・保育実践コンパスの普及促進（再掲） ・幼稚園教諭・保育士等の人材育成・研修（再掲） <p>5. 今後の認定こども園に関する施策の方向を検討するため、令和3年度に「認定こども園に関する検討PT」を実施した。今後もPTの議論を踏まえ、課題の整理を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前人口の減少や既存施設の欠員増加を踏まえた、就学前施設のあり方検討。 ・1号認定定員の増加と2、3号認定定員の減少による待機児童対策への影響。

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実			・既存幼稚園への影響、等。

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 世田谷保健所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>妊娠期からの切れ目のない支援（世田谷版ネウボラ）の推進 （子ども家庭課、児童課） （健康づくり課、子ども家庭支援課） （健康推進課）</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>1. 妊娠期からの切れ目のない支援（世田谷版ネウボラ）の深化を図る。</p> <p>(1) 総合支所のネウボラ・チームによる相談支援体制の強化</p> <p>(2) 利用者支援事業の充実</p> <p>(3) 国の「出産・子育て応援交付金」を活用した「東京都出産・子育て応援事業」による経済的支援の実施（世田谷区出産・子育て応援ギフトの支給）</p> <p>(4) 出産費助成 【拡充】 【一部再掲】</p> <p>(5) バースデーサポート事業 【新規】</p> <p>(6) 伴走型相談支援の充実</p> <p>(7) ほっとひと息事業 【新規】 【再掲】</p> <p>(8) さんさんプラスサポート事業の実施</p> <p>(9) 多胎児を育てる家庭への支援の充実</p> <p>(10) 児童館の子育て支援 【再掲】</p>	<p>千円 1,741,715</p>	<p>1. すべての妊娠期から就学期までの子育て家庭を切れ目なく支援していくため、相談支援の充実を図り、「世田谷版ネウボラ」をより伴走型に深化させる。</p> <p>(1) ネウボラ・チーム（保健師・母子保健コーディネーター・子育て応援相談員・地域子育て支援コーディネーター）による相談支援をより伴走型に強化する。対面面接に来所できない妊婦や里帰り中の妊婦等にオンライン面接を実施するとともに、新たに妊娠8か月アンケートの実施と希望者への面談を実施する。同時に、面接予約システムを周知することで、利便性の向上を図る。</p> <p>(2) 子育て世代包括支援センターの機能に位置づけている利用者支援事業の実施及び連携をさらに強化し、必要な支援につながるための子ども・子育ての相談支援の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【基本型】 地域子育て支援コーディネーター《ひろば型》（6か所） ・ 【特定型】 子育て応援相談員（5か所 18人） ・ 【母子保健型】 母子保健コーディネーター（5か所 24人） <p>(3) 国の「出産・子育て応援交付金」を活用した「東京都出産・子育て応援事業」による経済的支援の実施（世田谷区出産・子育て応援ギフトの支給）妊娠届出時から出産後までに面談の実施及び妊娠中や出産後の状況等に関するアンケートの実施（伴走型相談支援）を受けた者に対し、出産・子</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 世田谷保健所

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>妊娠期からの切れ目のない支援 (世田谷版ネウボラ)の推進</p> <p>次頁へ続く</p>			<p>育て応援ギフト(妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(10万円相当)の経済的支援)を実施する。</p> <p>(4) 子どもの保健の向上に寄与し、子どもを生き育てやすい環境を整備することを目的として、出産にかかる費用の一部を出産費助成(第1子から所得制限なしで一律5万円)する。</p> <p>令和5年度対象者見込数 約6,700人</p> <p>(5) 子どもが1歳を迎える時期に、子どもの成長に合わせた情報提供やアンケートを実施し、アンケートに回答した家庭に育児パッケージ(第1子1万円分・第2子2万円分・第3子以降3万円分のデジタルギフト)を配付し、ニーズに応じ、ネウボラ・チームが面談を行う。</p> <p>(6) 今までつながるきっかけを持てなかった妊婦や1歳までの子どもを育てる家庭へ、新規事業に伴う妊娠期や1歳を迎える時期に実施するアンケートや、事業の拡充などにより、アプローチを広げ、身近な地域で子育て資源や支援につないでいく。</p> <p>また、ネウボラ・チームに、地域子育て支援コーディネーターを加え、伴走型相談支援体制を強化する。</p> <p>(7) 日々の育児による睡眠不足や疲労を感じている保護者が気兼ねなくひと息つくことができる設備をおでかけひろばに整備する「ほっとひと息事業」を実施する。運営主体や利用者の意見を聞きながら、今後の施策の充実を目指す。</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>妊娠期からの切れ目のない支援 (世田谷版ネウボラ)の推進</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>2. 地域全体で子育てを支える 環境の充実</p> <p>(1) 子育て利用券事業への地域の活動団体の参加促進</p> <p>(2) 医療、地域との連携強化</p> <p>(3) 地域で子育てを応援する気運醸成</p> <p>(4) 乳幼児ふれあい体験支援事業</p>		<p>(8) 二次予防として、支援が必要な家庭を対象に、産前・産後の体調不良や育児能力の低下等により、一時的に生活支援を必要とする家庭がその時期を乗り切り、養育困難家庭に陥らないようにするための支援として実施する。</p> <p>(9) 3歳未満の多胎児を育てる家庭への支援の充実として、ヘルパー訪問事業やタクシー料金助成事業を実施する。</p> <p>(10) 全児童館が子育て支援館となり、地区の身近な相談や見守りの中核的役割を果たし、在宅子育て支援の充実を図る。児童館で開催するおでかけひろばやサークルは、身近な交流、子育て相談の場として事業を継続するほか、専門職と連携した子育て相談等の拡充やピアサポーターによる多胎児支援など機能を充実させる。また、出産後の早い段階から児童館につながるきっかけづくりとして、絵本をプレゼントする「ようこそ児童館へ」事業を実施する。</p> <p>2. 支援につながる仕組みの充実を図るとともに、地域で子育てを支える環境づくりを推進する。</p> <p>(1) 子育て利用券事業への地域の活動団体の参加促進を図る。</p> <p>(2) 医療機関や地域の子育て活動とネウボラ・チームの情報交換など医療、地域との連携強化を図る。</p> <p>(3) 民間事業者と連携した地域の子育てを</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 妊娠期からの切れ目のない支援 (世田谷版ネウボラ)の推進			応援する気運醸成(世田谷版WEラブ赤ちゃんプロジェクト)を引き続き実施する(ステッカーの配布等による区民・企業への賛同や寄附の呼びかけなど)。 (4) 中学生等に赤ちゃんとおふれあう機会を提供するため、活動を行う団体に対する助成等により取組みを促進させる。

令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>母子保健施策の推進・事業の拡充 (健康推進課) (健康づくり課) (子ども家庭課)</p> <p>次頁に続く</p>	<p>1. 妊娠期からの切れ目のない 伴走型相談支援体制の充実 【一部再掲】</p> <p>(1) 総合支所のネウボラ・チームによる相談支援体制の強化【再掲】</p> <p>(2) 利用者支援事業の充実【再掲】</p> <p>(3) 国の「出産・子育て応援交付金」を活用した「東京都出産・子育て応援事業」による経済的支援の実施(世田谷区出産・子育て応援ギフトの支給) 【再掲】</p> <p>(4) せたがや子育て利用券の活用の促進</p> <p>(5) 「伴走型相談支援の充実」「行政手続のオンライン化」「自治体情報システムの標準化・共通化」に対応した母子保健システムの構築</p> <p>①「伴走型相談支援の充実」への対応</p> <p>②妊娠届出のオンライン申請の導入</p> <p>③母子保健システムの標準化</p> <p>④効果的な情報連携</p>	<p>千円 1,610,630 うち繰越 630,926含む (「妊娠期からの切れ目のない支援」の再掲分を含む)</p>	<p>1. 妊娠期からの切れ目のない伴走型相談支援体制の充実</p> <p>すべての妊娠期から就学期までの子育て家庭を切れ目なく支援していくため、相談支援の充実を図り、「世田谷版ネウボラ」をより伴走型に深化させる。</p> <p>(1) ネウボラ・チームによる相談支援体制の強化</p> <p>ネウボラ・チーム(保健師・母子保健コーディネーター・子育て応援相談員・地域子育て支援コーディネーター)による相談支援体制を伴走型に強化する。対面面接に来所できない妊婦や里帰り中の妊婦等にオンライン面接を実施するとともに、新たに妊娠8か月アンケートの実施と希望者への面談を実施する。同時に、面接予約システムを周知することで利便性の向上を図る。</p> <p>(2) 利用者支援事業の充実</p> <p>子育て世代包括支援センターの機能に位置づけている利用者支援事業の実施及び連携をさらに強化し、必要な支援につなぐための子ども・子育ての相談支援の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【基本型】地域子育て支援コーディネーター《ひろば型》(6か所) ・【特定型】子育て応援相談員(5か所 18人) ・【母子保健型】母子保健コーディネーター(5か所 24人) <p>(3) 国の「出産・子育て応援交付金」を活</p>

令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
前頁から続く 次頁に続く	母子保健施策の 推進・事業の拡充			<p>用した「東京都出産・子育て応援事業」による経済的支援の実施（世田谷区出産・子育て応援ギフトの支給）</p> <p>妊娠届出時から出産後までに面談の実施及び妊娠中や出産後の状況等に関するアンケートの実施（伴走型相談支援）を受けた者に対し、出産・子育て応援ギフト（妊娠届出時（5万円相当）・出生届出時（10万円相当）の経済的支援）を実施する。</p> <p>（4）せたがや子育て利用券の活用の促進</p> <p>乳幼児健診等の機会をとらえて、利用券を使用していない区民に対し、積極的な活用を促す。併せて、クラウドを活用した子育て利用券のサービス検索サイトにより、区民が時機を逸することなく最新の登録事業者情報を検索可能な形を維持し、利便性の向上と活用の促進を図る。クラウド上に構築した登録申請業務により、新規事業者の登録手続きを容易にし、参入を促進する。</p> <p>（5）「伴走型相談支援の充実」「行政手続のオンライン化」「自治体情報システムの標準化・共通化」に対応した母子保健システムの構築</p> <p>現行の母子保健システムを、国から示される「健康管理」業務標準仕様に適合させ、サービス向上を図る。</p> <p>①「伴走型相談支援の充実」への対応 妊娠8カ月アンケート等の相談支援の伴</p>

令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
前頁から続く 次頁に続く	母子保健施策の 推進・事業の拡充	2. 妊娠期面接後の母子保健サービス・地域支援サービスとの連携の充実 (1) 地域の窓口との連携強化 (2) 産科医療機関等との連携強化 (3) 妊娠期面接の事業評価に向けたアンケートの分析 (4) 両親学級の再構築 (5) 多胎妊娠への妊婦健康診査支援事業		走化に必要な情報を、他の母子保健情報と同一システム内で一体的に管理・活用可能な体制を整える。 ②「妊娠の届出」オンライン申請の導入 マイナポータル「ぴったりサービス」を活用したオンライン申請を導入し、区民の利便性の向上を図る。 ③母子保健システムの標準化 総合支所健康づくり課と連携し、国が示す標準仕様に適合した実用可能なシステムとして、母子保健システムの再構築に向けた検討を進める。 ④効果的な情報連携 児童相談所、子ども家庭課、健康づくり課等の関係所管間で母子保健システムの機能を活用した情報共有と連携を継続する。 2. 妊娠期面接後の母子保健サービス・地域支援サービスとの連携の充実 (1) 地域の窓口との連携強化 地域子育て支援コーディネーター・おでかけひろば等と、子育て等の相談対応や課題等を共有し、関係所管との連携を深める。 (2) 産科医療機関等との連携強化 新型コロナウイルスの感染状況をみながら、区内産科医療機関等との情報交換を行い、妊婦へのサポート体制の共有や、ハイリスク妊婦や子育て家庭の支援についての連携を強化する。

令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>母子保健施策の 推進・事業の拡充</p> <p>次頁に続く</p>	<p>3. 乳児期家庭訪問事業の実施</p> <p>(1) 妊娠期面接や妊娠8か月面談との情報連携の充実</p> <p>(2) 連絡のない家庭へのアプローチの充実</p> <p>(3) 乳児期家庭訪問指導員の</p>		<p>(3) 妊娠期面接の事業評価に向けたアンケートの分析</p> <p>妊娠期面接の利用者へのアンケートを行い、今後の切れ目のない支援事業の検討に繋げる。</p> <p>(4) 両親学級の再構築</p> <p>①プログラムの検討</p> <p>平日の両親学級の委託開始に向けて、健康づくり課と協働し、妊婦とそのパートナーが必要な知識を適切な時機に得ることが可能なプログラムを検討する。</p> <p>②地域の子育て情報や団体情報等の発信の強化</p> <p>プログラムの中で地域資源へのつなぎを意識した情報発信の工夫を行う。</p> <p>③児童館での実施</p> <p>児童館での実施に向けて関係所管と調整を行う。</p> <p>(5) 多胎妊娠への妊婦健康診査支援事業</p> <p>多胎妊婦に対し、都内一律で実施している14回の妊婦健康診査を超えて妊婦健康診査を受診した場合、5回を上限に費用助成を行う。</p> <p>3. 乳児期家庭訪問事業の実施</p> <p>(1) 妊娠期面接や妊娠8か月面談との情報連携の充実</p> <p>妊娠期面接や妊娠8か月面談で得られた情報を適切に乳児期家庭訪問指導員へ繋ぎ、切れ目のない支援を実施する。</p>

令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
前頁から続く 次頁に続く	母子保健施策の 推進・事業の拡充	人材育成 4. 乳幼児健診の充実 (1) 乳幼児健診の環境整備等 (2) 相談や事後の支援への繋ぎ (3) 未受診者の把握等 (4) 3歳児健診での屈折検査の実施と評価		(2) 連絡のない家庭へのアプローチの充実 全戸訪問を目指して、連絡のない家庭に積極的にアプローチして訪問指導を受けるように勧める。様々な事情により家庭訪問の受入れができない家庭には、オンライン等の方法を提案する。また、フォローが必要な世帯に対して子育て支援機関連携のもと、継続支援を実施する。 (3) 乳児期家庭訪問指導員の人材育成 乳児期家庭訪問指導のスキルの維持、向上を図るための乳児期家庭訪問指導員を対象とした専門研修会を実施するなど、人材の育成を図る。 4. 乳幼児健診の充実 (1) 乳幼児健診の環境整備等 各総合支所の集団健診の場を区民に寄り添う伴走型の支援・相談の場として活かせるよう環境整備等に取り組む。 (2) 相談や事後の支援への繋ぎ 健診に携わる多職種の専門職がアセスメントを共有し、相談及び事後の適切な支援につなげる。 (3) 未受診者の把握等 虐待予防の観点から未来所者を把握し、要支援者への対応に努める。 (4) 3歳児健診での屈折検査の実施と評価 子どもの弱視の早期発見・早期治療につながるスポットビジョンスクリーナーを用いた屈折検査を3歳児健診で実施する。検

令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>母子保健施策の 推進・事業の拡充</p> <p>次頁に続く</p>	<p>5. 妊娠・出産を希望する区民への支援</p> <p>(1) 特定不妊治療費助成制度への対応</p> <p>(2) LINEを活用した妊活・不妊治療等に関するオンライン相談の実施</p> <p>(3) 妊娠・出産の正しい知識等について学ぶ機会の提供</p> <p>6. 思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツ周知啓発</p> <p>(1) 専門部会の開催</p> <p>(2) 情報提供の内容、手法等の検討</p> <p>(3) 周知啓発の実践</p> <p>(4) 子どもたちを支える環境</p>		<p>査の精度と発見率等の効果を評価する。</p> <p>5. 妊娠・出産を希望する区民への支援</p> <p>(1) 特定不妊治療費助成制度への対応 令和4年4月1日以降特定不妊治療は保険診療となったが、令和3年度までの治療の費用助成申請への対応、および、年度をまたぐ移行期の治療への費用助成については、国都に準じて、区もこれまでの費用助成を適用する。</p> <p>(2) LINEを活用した妊活・不妊治療等に関するオンライン相談の実施 妊娠を希望する区民を支援するため、LINEを相談の契機に活用し、最新医療も含めた専門性の高い相談支援を事業者委託で実施する。</p> <p>(3) 妊娠・出産の正しい知識等について学ぶ機会の提供 妊娠・出産、不妊等に関する正しい知識の提供と社会への理解促進のための講演会を医師や看護師等を講師として、事業者委託で実施する。</p> <p>6. 思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツ周知啓発</p> <p>(1) 専門部会の開催 世田谷区健康づくり推進委員会のもとに設置した専門部会を開催する(4回)。</p> <p>(2) 情報提供の内容、手法等の検討 作成過程でワークショップの開催等を試み、思春期世代に必要なかつ適切な情報、効</p>

令和5年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 母子保健施策の 推進・事業の拡充	づくり		果的な周知啓発の手法等を検討する。 (3) 周知啓発の実践 思春期世代が正しい知識等を身につけられるよう、正確な情報や安心な情報入手先を案内し、効果的な周知啓発に取り組む。 (4) 子どもたちを支える環境づくり 研修等の機会を活用し、中学生に伝え、相談を受ける側の大人達(教職員や関係機関職員、保護者等)の理解促進を図る。

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 みどり33推進担当部 学校教育部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	子どもの成長と活動の支援 (児童課) (公園緑地課) (地域学校連携課)	成長と活動の場と機会の充実 (1) 子どもの多様な活動の場及び多世代交流の充実 (2) 新BOP事業の充実 (3) 新BOPの活動スペースの充実 (4) 外遊びの機会と場の拡充	千円 719,144	(1) 子どもの多様な活動の場及び多世代交流の充実 子どもが地域の中で遊びや体験を通じて健やかに成長するために、児童館を拠点として地域とともに子どもの成長を支える環境を整える。 また、児童館を地区における子どもの情報集約や見守り、居場所づくり等の拠点とするとともに、子ども家庭支援センター等との連携強化を通じて、地域・地区における相談支援機能・情報連携機能の強化を図る。「遊び」「相談支援」「地域資源開発」「ネットワーク支援」の4つの機能を充実させて一体的に運営し、児童館職員の人材育成や支援力向上に取り組む。 ①地域特性や児童館の特色を活かした児童館運営やプログラム等を充実させる。 ②中高生を中心に、主体的に参加・参画できる機会を充実させる。 ③各関係機関と連携を強化し、児童館の子育て支援事業を推進する。 ④地域の人材の参加・協力を得ながら、様々な事業を通して多世代と交流できる機会の充実を図る。 (主な事業) 児童館まつり、地域応援活動、子ども夢プロジェクト、合同行事(ドッジボール大会、文化交流会)など ⑤全地区で福祉の相談窓口であるまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会に児童館を加えた四
	次頁へ続く			

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 みどり33推進担当部 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>子どもの成長と活動の支援</p> <p>次頁へ続く</p>			<p>者連携を進めるなど、児童館を拠点とした、多様な地域資源との連携・協力による見守りネットワークを強化する。</p> <p>⑥子ども家庭支援センター等との研修を通じて職員の相談支援の技術向上を図る。</p> <p>⑦1地区1児童館を基本に、未整備地区における整備を進める。</p> <p>(2) 新BOP事業の充実</p> <p>①令和2年度の新BOP事業のあり方検討委員会の報告に基づき、事業の充実を図るために令和3年度庁内の検討会において施設の狭隘化、大規模化をはじめとした新BOP運営の課題解決及び支援の質の確保等に向けて検討を重ね、「世田谷区放課後健全育成事業の運営方針検討委員会」を立ち上げ令和4年度に運営方針を策定した。</p> <p>令和5年度は策定した運営方針に関する研修を行い、運営方針について理解を深める。</p> <p>②令和4年度からは民間の放課後児童健全育成事業を公募により誘導しており、規模の適正化を図るため、引き続き令和5年度も公募を進めていく。</p> <p>③運営にあたっては、「放課後健全育成事業の運営方針」をもとに児童が主体的に過ごすことができる取組みを進めていく。</p> <p>(3) 新BOPの活動スペースの充実 大規模化及び狭隘化する新BOPの適正な</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 みどり33推進担当部 学校教育部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 子どもの成長と活動の支援			<p>運用のため、学校の協力を得て、特別教室等を活用した活動スペースの確保を図る。</p> <p>(4) 外遊びの機会と場の拡充</p> <p>子どもたちが身近な場所でのびのびと自然と触れ合える外遊びの場を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そとあそびプロジェクト・せたがやと協働して、全区ネットワークづくりの強化及び地区ネットワークづくりを推進する。また外遊び推進委員による、地区での外遊びの啓発や外遊びへの理解促進を進める。砧あそびの杜プレーパークの開設に向け、現地での活動回数を増やしたり、地域住民や利用者の声を反映させ、整備を進める。また、外遊びの拠点としての役割を構築していく。 ・プレーリヤカーの充実を図ると共に、既存のプレーパーク、砧・多摩川遊び村の外遊び環境整備を行う。

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 世田谷保健所 危機管理部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁へ続く	子どもを生き育てやすい 環境の整備 (子ども・若者支援課、 児童課、子ども家庭課、 保育課、 保育認定・調整課) (健康づくり課、 子ども家庭支援課) (健康推進課) (地域生活安全課)	1. 子育て家庭への生活支援 (1) 医療費、出産費助成 【拡充】 (2) 認可外保育施設等保護者 に対する区の補助金の支給 (3) 区が認定した外遊び活動 を利用する保護者に対す る給付金の支給 (4) 未移行幼稚園保護者に対 する区の補助金の支給 (5) 児童手当、低所得の子育 て世帯生活支援特別給付 金の支給 (6) 児童扶養手当、児童育成 手当の支給	千円 19,053,606	1. 子育て家庭への生活支援 (1) 子どもの保健の向上に寄与し、子ども を生き育てやすい環境を整備することを目 的として、医療費の一部および出産にかか る費用の一部を助成する。 ・子ども等医療費助成(18歳年度末まで) 【拡充】 令和5年度対象者見込数 約130,000人 ・ひとり親家庭等医療費助成 令和5年度対象者見込数 約7,000人 ・出産費助成(第1子から所得制限なしで 一律5万円) 【拡充】 令和5年度対象者見込数 約6,700人 (2) 認可外保育施設等保護者の経済的負担 軽減を図るため、保育料の助成を行う。な お、認証保育所の運営費補助対象利用時間 の拡大(96h⇒48h)に伴い、認証保育所の 保育料補助についても、補助対象月極め契 約時間の拡大を行う。 (3) 区が認定した外遊び活動を利用する保 護者に対して、給付金を支給する(幼児教 育・保育無償化の給付を受けている者を除 く)。 (4) 未移行幼稚園保護者に対する区の補助 金を支給する。 (5) 家庭等における生活の安定に寄与す るとともに、次代の社会を担う児童の健 やかな成長に資することを目的として、 児童を養育している方に児童手当を支給

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 世田谷保健所 危機管理部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>子どもを生み育てやすい 環境の整備</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>2. 子どもの安全・安心</p> <p>(1) 子どもの安全・安心対策</p> <p>①子どもの危険回避プログラムの実施</p> <p>②情報の提供</p> <p>(2) 安全な児童福祉施設の整備</p> <p>(3) 災害への備えについて</p> <p>①福祉避難所(母子)の開設・運営体制の整備</p> <p>②災害への備えに関する知識の普及・啓発</p>		<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当 令和5年度受給者見込数 約49,000人 ・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 令和5年度受給児童見込数 15,215人 <p>(6) 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。及び、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童育成手当を支給する。</p> <p>令和5年度 児童扶養手当受給者見込数 約4,000人</p> <p>令和5年度 児童育成手当受給者見込数 約5,000人</p> <p>2. (1) 子どもの安全・安心対策</p> <p>①子どもが犯罪や事故にまきこまれないよう、子ども自身が危険に対応できる能力を身につけることや家庭だけでなく地域で子どもを見守り育てる意識の醸成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園や保育園等の5歳児を対象に、危険回避のガイドブック「初めてのいってきます! 応援ブック」を配布 ・幼稚園・保育園等による「子どもの危険回避プログラム」の実施を支援 <p>②子どもと保護者に対し、危険に関する情報提供を行い、犯罪・事故を未然に防ぐよう注意を喚起する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園業務支援システムを利用した連絡メール配信の運用(緊急時含む) <p>(在宅子育て家庭等にはメールマガジンに</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 世田谷保健所 危機管理部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 子どもを生み育てやすい 環境の整備			より配信) (2) 児童福祉施設の安全性や機能を確保するため、建物の老朽化に伴う改修工事等に併せて一層の安全対策を進める。 令和5年度施設整備 ・保育園 2園 (3) 災害への備えについて ①「世田谷区地域防災計画」に基づき、福祉避難所(母子)の円滑な運営に向け、協定施設や庁内関係所管課と連携しながら、より実効性あるマニュアルとなるよう見直しを行う。 ②妊産婦及び乳幼児のいる家庭向けに災害時にとるべき行動の手引きとなるよう、リーフレット「妊産婦・乳幼児のための災害への備え」を配布する。

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁へ続く	支援を必要とする子どもと 家庭のサポート (子ども・若者支援課、 児童課、子ども家庭課、 児童相談支援課、保育課) (児童相談所) (保健福祉課、 健康づくり課、 子ども家庭支援課) (障害施策推進課、 障害保健福祉課) (健康企画課、健康推進課) (教育総務課) (教育指導課)	1. 児童虐待防止対策の推進 (1) 相談支援体制・対応力の 強化【拡充】 (2) 関係機関の人材育成と連 携の強化 (3) 地域における支援が必要 な子どもと子育て家庭の サポートの充実【拡充】	千円 1,380,259	1. (1) 相談体制・対応力の強化 ①子ども家庭支援センター職員及び児童相 談所児童福祉司を対象とした体系的な研 修を実施する ②子ども家庭支援センター職員を対象に、 要保護児童支援専門員(児童相談所〇 B)によるスーパーバイズを実施し、子 どもや家庭が真に必要としているニーズ を適切に把握しながら、効果的な支援に つなげる。 ③子ども家庭支援センターの相談援助活動 において、法的及び医学的な知見を要す る内容について専門家から助言を受ける ことを目的として、子ども家庭支援セン ター職員を対象に職員相談(弁護士及び 精神科医)を実施する。また、外国籍の 方がいる家庭に対して、適切な相談支援 を行えるよう、通訳派遣を実施する。 ④健康づくり課と子ども家庭支援課の兼務 保健師の配置により、両課の連携を強化 し、子ども家庭支援センターの相談対応 力の向上を図る。 ⑤子ども・子育てに関する夜間・休日の電 話相談である、せたがや子ども・子育て テレフォン事業に加え、厚生労働省が全 国共通で運用するライン相談窓口「親子 のための相談LINE」を活用しながら 様々な相談ツールで、子どもや保護者へ の相談を受け付ける。【新規】

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>支援を必要とする子どもと 家庭のサポート</p> <p>次頁へ続く</p>			<p>(2) 関係機関の人材育成と連携の強化</p> <p>①要保護児童支援協議会参加機関向けに児童虐待防止対策に関する研修会を実施することにより、関係機関の児童虐待対応についての資質向上を図る。また、関係機関からの要請に基づき、「子ども虐待防止ハンドブック」を活用しながら、講師派遣・出前型研修等を実施し、学校や保育園をはじめとした関係機関の虐待の気づきや対応力を向上する。</p> <p>②要保護児童支援協議会のネットワークを活用し、虐待・DV問題にかかる研修会等を実施するなど、支援者同士が虐待・DV問題に対する知識を得ながら、日常的に顔の見える関係づくりを構築する。</p> <p>③地区における相談支援の充実を図るため、児童館及び区立保育園ソーシャルワーク機能（アセスメントや関係機関との連携・つなぎ等）の強化に向けた研修等を実施する。</p> <p>④虐待予防推進に向けた普及啓発を推進する。</p> <p>(3) 地域における支援が必要な子どもと子育て家庭のサポートの充実</p> <p>子ども家庭支援センター等のケースワークにより支援を要する家庭を対象に、各事業を提供する。</p> <p>①産後ケア事業【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区立産後ケアセンター（ショートステ

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く 支援を必要とする子どもと 家庭のサポート</p> <p>次頁へ続く</p>			<p>イ・デイケア) 15組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ママズルーム（デイケア）3組 ・至誠会第二病院（ショートステイ）2組 <p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年10月より、区立産後ケアセンター運営事業者による居宅訪問型（アウトリーチ）産後ケア事業開始予定。【新規】 ・区立産後ケアセンターの利用歴がある産後1年未満の母子を対象に、オンラインによる子育て相談を継続実施する。 ・区立産後ケアセンターを利用している母を対象に、地域子育て支援コーディネーターによる子育て情報の提供の場を設ける。 <p>②ショートステイ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん（0～2歳）：2か所2名 ・子ども（2歳～12歳）：1か所5名 ・要支援家庭：1か所2名 ・トワイライト：1か所3名 <p>③食の支援事業</p> <p>孤食や栄養の偏りなどの子どもの食に課題があるが、必要な支援につながっておらず、地域から孤立しやすい状況にある家庭を主な対象として実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食の支援サポーター派遣事業 調理等を行う地域住民によるサポーターを派遣して食の支援を行う。 ・配食事業

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>支援を必要とする子どもと 家庭のサポート</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>2. 子どもの人権擁護機関の運営及び啓発活動の充実</p> <p>3. ひとり親家庭の支援の充実</p> <p>(1) 子育て・生活支援の充実</p> <p>(2) 情報提供・相談機能の充実</p> <p>(3) 子どもの生活安定に向けた支援の充実</p> <p>(4) 多様な働き方サポートの充実</p>		<p>自宅への仕出し弁当の配達を通じた見守りを行う。</p> <p>保護者の疾病や新型コロナウイルス感染症の影響による収入減により、子どもが食事をとることが困難な状況にある家庭も対象とする。</p> <p>④養育支援等ホームヘルパー訪問事業</p> <p>⑤学生ボランティア派遣事業</p> <p>⑥親支援事業（ペアレント・トレーニング）</p> <p>2. 子どもの人権擁護機関（せたがやホッと子どもサポート、略称「せたホッと」）の運営及び啓発活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめや虐待など子どもの権利侵害に関する相談を受け、必要な支援等を行い、救済と問題解決を図る。 ・子どもの権利擁護の理解促進を図るため、これまでの小中学生への出張授業の他、教育委員会と連携し、教員への研修（中堅教諭必修研修）を実施する。 <p>3. ひとり親家庭の不安軽減、孤立防止を図るため、ひとり親家庭の状況に応じた支援の充実を図る。</p> <p>(1) 子育て・生活支援の充実</p> <p>①入所者だけでなく広くひとり親家庭等も含めて支えていく地域のひとり親家庭支援の拠点を目指し、令和3年度に定めた母子生活支援施設の支援者のガイドラインにもとづき、区内施設の機能強化、支</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>支援を必要とする子どもと 家庭のサポート</p> <p>次頁へ続く</p>			<p>援の質の向上を図る。</p> <p>②ホームヘルパー派遣等により生活を支援する。</p> <p>(2) 情報提供・相談機能の充実</p> <p>①ひとり親家庭のための冊子や支援事業の周知チラシ(支援ナビ)を配布するなど、多様な媒体を活用し支援につなげるための情報提供を行う。また、離婚届書交付等のタイミングを活用し、養育費の確保等に資する早期の情報提供を行い相談支援につなげていくなど、戸籍窓口等と子ども家庭支援センターとの連携を強化し、支援につながる仕組みの充実を図る。</p> <p>②平日に区の窓口へ相談に来ることが難しいひとり親が、養育費に関する相談ができるよう、年6回、土曜日または日曜日に養育費相談会を実施する。</p> <p>③離婚前後の父母を対象に、親の離婚が子どもに与える影響や養育費・面会交流等の取り決めの重要性等、離婚に係る知識についての講座を年2回開催する【令和5年度新規事業】</p> <p>(3) ひとり親家庭の学習支援事業「かるがもスタディルーム」について、生活困窮家庭等の子どもを含め区内5か所で実施する。従来の学習支援とともに進学相談等の支援を実施する。</p> <p>(4) 関係機関と連携を図り、ひとり親家庭</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>支援を必要とする子どもと 家庭のサポート</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>4. 配慮が必要な子どもへの支援</p> <p>(1) 配慮を要する児童を支える地域力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもにかかる支援者のスキルアップ <p>(2) ライフステージを通じた支援情報の引き継ぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児の個別的継続支援システムの充実 <p>(3) 中核的拠点の充実</p> <p>①障害児の相談から療育までの一貫した支援体制の整備</p> <p>②身近な地域における発達障害児の相談・療育体制の強化</p> <p>(4) 障害児の養育支援と地域生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児の在宅生活を支える支援サービスの提供 		<p>向けの就労支援講座等を実施する。</p> <p>4. (1) 配慮が必要な子どもを地域全体で支える仕組みを充実する。・支援を必要とする子どもの関係機関(保育園、幼稚園、新BOP等)に療育機関の専門職を派遣し、関わり方などの技術的な支援を行う。</p> <p>(2) 支援情報の引き継ぎ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援情報がライフステージを通して途切れることなく引き継がれるよう、各総合支所保健福祉課に発達支援コーディネーターを配置し、サポート会議の開催や「スマイルブック」、「サポートシート」の作成等を行う。 <p>(3) 支援の中核的拠点施設として、発達障害相談・療育センター「げんき」にて、相談、療育、保護者支援、地域支援などを実施する。</p> <p>①発達障害児支援の中核的拠点施設である発達障害相談・療育センター「げんき」において相談・療育を行うとともに保育園等関係機関に対する支援を行う。</p> <p>また、保護者向けの学習会(ペアレントトレーニング)を引き続き実施する。</p> <p>②子育てステーションの発達相談室による身近な地域での相談を行う。</p> <p>(4) 障害児の在宅生活を支える支援サービスとして、ホームヘルパー派遣、短期入所、障害児通所支援等の充実を図る。</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 支援を必要とする子どもと 家庭のサポート	5. 周産期や乳幼児期の育児不安に対する支援の充実 (1) 母子保健事業による支援 (2) 乳幼児期からの障害児の育児支援の充実 (3) 親子支援グループの実施		5. 周産期や乳幼児期の育児不安に対する支援をより充実する。 (1) MCG (母と子の関係を考える会) 等の母子保健事業により育児不安の軽減や虐待予防を図る。 (2) 障害のある子どものいる家庭に対し、継続的相談支援やホームヘルパー派遣等の支援サービスを早期から行うことで、育児不安や育児負担感の軽減を図る。 (3) 健診事業から、発達や育児への不安を抱える親子へのグループ支援を行い、より早期からの継続支援を充実させる。

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 生活文化政策部 地域行政部 保健福祉政策部 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部
教育総合センター

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁へ続く	効果的な児童相談行政の推進 (子ども・若者支援課、 児童課、子ども家庭課 児童相談支援課、保育課、 保育認定・調整課) (児童相談所) (生活支援課、保健福祉課、 健康づくり課、 子ども家庭支援課) (人権・男女共同参画 担当課) (地域行政課) (保健福祉政策課、 生活福祉課) (障害施策推進課、 障害保健福祉課) (健康企画課、 感染症対策課) (教育総務課) (教育相談課)	開設から3年目を迎えた児童 相談所と子ども家庭支援セン ター、地域が一体となり、児 童虐待予防・早期発見、地域 での見守り強化を進める。 (1) 子ども家庭支援センタ ーと児童相談所の一元的 運用の着実な実施 (2) 児童相談所及び一時保 護所の適切な運営 (3) 専門人材の確保・育成 (4) 社会的養育推進計画の 着実な推進【拡充】 (5) 子どもの権利擁護に向 けた取組み (6) 子どもを守るネットワ ークの充実	千円 2,130,810	(1) 子ども家庭支援センターと児童相談所 の一元的運用の着実な実施 ①双方の機能に合わせた適切な役割分担に 加え、その後の支援についても情報共有 を図り、のりしろ型支援を確立する。 ②日々の業務のきめ細かな連携と必要に応 じてルールを見直し円滑に運用を進め る。 (2) 児童福祉司や児童心理司等の専門スタ ッフが子どもに関する虐待、非行等の相談 に応じ、適切な支援を行う。また必要に応 じて、児童相談所と一時保護所の協働によ り児童の迅速な保護を行う。 (3) 児童福祉の専門人材の効果的な確保・ 育成に向け、計画的な採用、配置等を行う とともに、子ども家庭支援センターも含め た児童相談行政の第一線で活躍する人材の 育成に取り組む。 (4) 令和2年度に策定した「社会的養育推 進計画」に基づき、家庭養育優先の原則と 子どもの最善の利益確保の実現に向け、区 における社会的養育の体制整備に取り組 む。 ①令和5年4月よりフォスタリング業務を 包括的業務委託により実施し、里親制度 のより効果的な普及啓発やリクルート業 務、里親の育成のための研修・トレーニ ング事業等の充実及び子どもと里親家庭

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 生活文化政策部 地域行政部 保健福祉政策部 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部
教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 効果的な児童相談行政の推進			<p>のマッチング並びに里親養育の支援に取り組む。なお、子どもと里親家庭のマッチングにおいては、児童相談所とフォスターリング機関が協働しながらより適切に事業を実施する。【拡充】</p> <p>②施設で暮らす児童も「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、児童養護施設のグループホームの小規模化や地域分散化の促進に取り組む。</p> <p>(5) 子どもの権利擁護に向けた取組み</p> <p>①一時保護所における入所児童の権利擁護と施設運営の質の向上を図ることを目的とし、一時保護所第三者委員を設けるとともに、一時保護所外部評価を実施する。</p> <p>②令和6年4月の改正児童福祉法施行を見据え、施設・里親等への措置及び一時保護された子どもに係る意見表明等支援事業の実施に向けて取り組む。</p> <p>(6) 地域に密着した子ども・若者支援等の資源活用や、要保護児童支援協議会をはじめとする地域ネットワークの整備・強化に向けた取組みを進める。</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>子どもの貧困対策における重点取組み (子ども・若者支援課、子ども家庭課、児童相談支援課) (子ども家庭支援課) (生活福祉課)</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>1. 地域における学習支援事業等の充実</p> <p>(1) 生活困窮世帯等の子どもの支援事業</p> <p>(2) ひとり親家庭の学習支援事業</p> <p>(3) 子どもの学び場運営スタートアップ補助事業</p> <p>2. 生活の安定に資するための支援</p> <p>(1) 子どもの居場所づくりの充実</p> <p>(2) 児童養護施設退所者等への支援【拡充】</p> <p>①給付型奨学金事業</p> <p>②資格等取得支援【新規】</p> <p>③家賃支援【新規】</p> <p>④住宅支援</p> <p>⑤居場所・地域交流支援</p> <p>⑥相談支援事業【新規】</p>	<p>千円 167,824 (再掲事業 予算含む)</p>	<p>1. 生活保護・生活困窮世帯、ひとり親世帯等の子どもを対象に学習支援事業を継続して実施するとともに、子どもの学習習慣の定着に向けた学習支援を実施する。</p> <p>(1) 生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、ボランティア等との世代間交流を通じた社会性の育成支援、学習習慣の定着等を目的とした自主学習支援、食育等を通じた日常生活習慣の形成支援を行う。世田谷区社会福祉協議会への委託により実施する。 (再掲)</p> <p>(2) ひとり親家庭の学習支援事業「かるがもスタディールーム」について、生活困窮家庭等の子どもを含め区内5か所で実施する。従来の学習支援とともに進学相談等の支援を実施する。(再掲)</p> <p>(3) 小学校低学年を中心に地域での学び場を創出する子どもの学び場運営スタートアップ補助事業を実施する。</p> <p>2.</p> <p>(1) 生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業「まいふれいす@はなもも」を区内北部で実施すると同時に、区内南部で2か所目の施設整備を行う。</p> <p>(2) 児童養護施設退所者等への支援</p> <p>①退所者等が学業と生活を両立しながら社会的自立を図っていく過程を支援することを目的として、大学等に進学・通学する資金の一部を給付する。</p> <p>②進学・就職の進路選択にかかわらず、就職に役立つ資格等の取得費用(普通自動車第</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く</p> <p>子どもの貧困対策における 重点取組み</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>3. 支援につながる仕組みづくり</p> <p>(1) 当事者の視点に立った支援・サービスの周知や相談体制等の推進</p> <p>(2) 当事者の視点に立った支援・サービスの周知の推進</p> <p>(3) 支援者の気づきの感度の向上と連携強化</p> <p>4. 子どもの貧困対策計画の推進</p> <p>(1) 関係機関による連携・協力</p>		<p>一種運転免許取得は上限30万円、その他資格は上限10万円)を給付する。【新規】</p> <p>③アパート等でひとり暮らしをする退所者等の家賃負担を一定期間軽減するため、家賃支援（上限月額3万円）を行う。【新規】</p> <p>④住まいの困窮度の高い退所者等に対し、高齢者向け借り上げ区営住宅に併設される旧生活協力員居室を月1万円の住居費負担金で提供する。</p> <p>⑤地域の中で身近に相談できる仲間や大人等との関係を築き、交流を継続していけるよう居場所を提供する。</p> <p>⑥退所者の個々の状況に応じた継続的できめ細やかな相談支援を実施する。【新規】</p> <p>3. (1) 当事者の視点に立った支援・サービスの周知や相談体制等の推進のために、食をきっかけに必要な支援につなぐ子どもへの食の支援事業を実施する（再掲）。</p> <p>(2) 当事者の視点に立った支援・サービスの周知のため、マンガやイラストを多用し、子どもでもわかりやすい生活困窮支援・サービス周知用冊子「子どもと家族の生活応援ガイドブック」を配布する。</p> <p>(3) 支援につながる仕組みのさらなる充実を図る。また、子どもの貧困への理解を深め、子どもの貧困対策の活動を活性化するためのフォーラムを実施する。</p> <p>4. (1) 子どもの貧困対策計画を横断的に推進するために、子どもの貧困対策推進連絡会を中心に、関係所管が連携・協力し、施策や個別事業の適切な調整を図り、全庁的に子ども</p>

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 子どもの貧困対策における 重点取組み	(2) 子どもの生活実態調査 の実施		の貧困対策に取り組む。 (2) 次期子どもの貧困対策の策定に向け、高校生世代の子どもと保護者に対するアンケート調査を行い、前回調査対象でなかった高校生世代の子どもの実態を把握する。

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 学校教育部 教育総合センター

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	ヤングケアラーに対する 支援施策に係る推進 (子ども家庭課、 子ども・若者支援課、 児童課、 児童相談支援課) (子ども家庭支援課、 保健福祉課、 生活支援課、 健康づくり課) (保健福祉政策課、 生活福祉課) (高齢福祉課、 介護予防・地域支援課) (障害施策推進課) (教育指導課) (教育相談課)	1. ヤングケアラーに関する普及啓発【拡充】 2. 支援者に対する研修の実施 3. 多機関連携強化の仕組みづくり【拡充】	千円 3,509	1. 子どもや家族を適切な支援につなげられるように、ヤングケアラー支援連絡会を中心に、関係所管が連携・協力し、ヤングケアラーについての普及啓発を図る。 (1) 子ども自身の気づきの促しと、支援が必要な子どもの相談・支援につながるよう、ヤングケアラーの子ども向けハンドブックを作成する。【拡充】 配布対象： 区立小学校4～6年生 区立中学校全生徒 区内私立・都立・国立学校(小・中・高) 区内大学 その他子ども・若者関係機関等 (2) 区民及び支援者等の理解を深め、周囲の大人の気づきの感度を上げることにより、ヤングケアラーが支援につながる仕組みづくりを促進するため、シンポジウムを開催する。 2. 支援者向け個別講座、研修等 ヤングケアラー支援に関わる学校関係者や区民、事業者等に対し、普及啓発と理解促進を図るための個別講座や研修等を実施する。 3. ヤングケアラー支援にかかる横断的連携を強化するため、区の支援体制やサービスの全体像を可視化し、制度の間で支援からこぼれおちる子どもがないよう、ヤングケアラー支援マニュアルを作成し、関係機関へ配布する。

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>エネルギー価格・物価高騰を踏まえた事業者支援 （子ども・若者支援課、子ども家庭課、保育課、保育認定・調整課）</p>	<p>物価高騰の影響を受けた区内保育施設および子育て関連施設に対する補助</p>	<p>千円 199,047 （他事業予算との重複あり）</p>	<p>コロナ禍における食材料費・電気・ガス等物価の高騰の影響を受けた区内保育施設および子育て関連施設に対する補助を実施する。</p> <p>実施施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園（新制度未移行園及び類似の幼児施設を含む） 54施設 ・私立保育園、認可外保育園等 252施設 ・おでかけひろば、ほっとステイ 30施設

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業(目標)	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	区立児童館等の整備 (児童課、保育課)	地域要望の高い九品仏地区における児童館の整備について、区立保育園の再整備計画により統合される区立保育園跡地に、私立認可保育園との複合施設を整備する。	千円 2,409	区立児童館整備等計画により、児童館未整備地区である九品仏地区に、「遊び」の機能に加え、「相談支援」、「地域資源開発」、「ネットワーク支援」の機能を充実し、地区の子どもにかかる身近な相談や見守りの場としての中核的な役割を果たすため、区立保育園再整備計画により、等々力中央保育園へ統合される奥沢西保育園跡地に、区立児童館を整備する。 また、引き続き九品仏地区の保育需要に対応するため、私立認可保育園を区立児童館に併せ建物を複合化し整備する。 (今後の予定) 令和5年度 (仮称) 世田谷区立九品仏地区児童館・保育園複合施設整備方針議会報告、同整備基本構想策定 令和6年度以降 基本設計、実施設計策定、解体・新築工事着手 令和10年度 工事しゅん工、施設開設

令和5年度主要事務事業

子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	子ども施策の総合的調整 （子ども・若者支援課）	子ども施策の総合的調整 （1）子ども計画（第2期）後期計画」及び「今後 の子ども政策の考え方 （グランドビジョ ン）」等の施策の進行 管理と子ども計画（第 3期）の策定準備 （2）世田谷区子ども条例等 の啓発及び子ども条例 の見直しを含めた議論 の開始	千円 27,314	（1）計画に基づく施策の進行管理 「子ども計画（第2期）後期計画」及び「今 後の子ども政策の考え方（グランドビジョ ン）」等に基づき、子ども・子育て施策の進 行管理を行う。また、令和7年度からの子ど も計画（第3期）の策定に向けた議論をスタ ートさせるとともに、こども基本法の主旨を 踏まえ、小中学生調査や子どもへのヒアリン グ等を実施し、子ども等の意見を聴取する。 （2）世田谷区子ども条例の理念等の普及・ 啓発を図るため、パンフレットを作成し、 小学校・中学校、子ども関連施設にも配布 する。子ども・子育て応援都市宣言につい ても、条例とあわせて周知を図る。また、 子ども・子育て会議に子どもの権利部会を 設置し、子ども条例の見直しを含めた議論 を行うとともにワークショップ等を開催 し、教育委員会と連携しながら、子どもの 権利に関する理解の普及・啓発に努める。